

細 則

第1条 入会金

1. 会則第8条における1名あたりの入会金は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、入会金は免除されるものとする。

入会金	5,000円(税抜)
-----	------------

2. 会員は、前項の入会金を入会申込時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた入会金は返還されないものとする。

第2条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月児～3歳児
ジュニアスイミング	2歳6ヶ月児～中学生
体育	幼稚園～小学生
ダンス	4歳児～小学生
チアダンス	年少～中学生
ECCジュニア 子ども英会話教室	4歳児～中学生

*ベビースイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格に適合する方とする。

第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税抜)
ベビースイミング(フリー)	7,600円
ジュニアスイミング(週1回)	7,600円
ジュニアスイミング(週2回)	9,100円
体育	7,600円
チアダンス通常クラス(週1回)	7,600円
チアダンス選手コース(週1回)	10,600円
ダンス	6,300円
ECCジュニア 小学生クラス	6,000円
ECCジュニア 中学生クラス	8,000円
ECCジュニア スーパーラーニング	10,000円

2. 会員は会費の月払いを選択する場合、入会時に1ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。
3. 2ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月分の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 月払いによって一旦支払われた会費は、返還されないものとする。
※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月25日を振替日とする。

第4条 休会費

会則第13条第1項における本スクールの休会費は、月額2,000円(税抜)とする。

第5条 会員証の再発行

会則第17条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

第6条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第7条 振替制度

1. 会員は、会員種別に応じて、欠席分を欠席日の1週間前より3ヶ月以内に振替にてレッスンを受講することができる。

2. 前項の振替にて受講を希望する場合は、振替希望日の次の時間までにWEBにて申込みものとする。なお、級別に定員があるため、定員に達しているクラス(級)は振替ができないものとする。

時間	当日正午まで ※午前中のレッスンは、当日午前8時まで
----	-------------------------------

第8条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第9条 受講場所

本スクールの会員種別の受講場所は、次の通りとする。

会員種別	受講場所
ベビースイミング	ロッカールーム・プール
ジュニアスイミング	ロッカールーム・プール
体育	ロッカールーム・体操室
チアダンス	スタジオ
ダンス	スタジオ
ECCジュニア 子ども英会話教室	ECCルーム

第10条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカード
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第11条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、その内容は、スクールの所定の場所に1ヶ月間掲示するものとする。

第12条 本細則の発効

本細則は2019年6月1日より発効する。